

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天  
理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「額に100分の125」の次に「から100分の150までの範囲  
内で規則で定める割合」を、「100分の125」の次に「から100分の150ま  
での範囲内で規則で定める割合」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、時間外勤務報酬については、給与条例第13  
条の規定により支給される時間外勤務手当の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

2 改正後の天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下  
「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の天理市会計  
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された  
報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。